

建設業の処遇改善に向けた取組 (CCUSの普及促進) について



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」



2026.3



- **1. CCUSについて**
- **2. 能力評価について**
- **3. 事業者・技能者の登録・申請**
- **4. CCUSのメリット**
- **5. 関連施策の動向について**
- **6. サポート体制及び普及に向けた取組み**

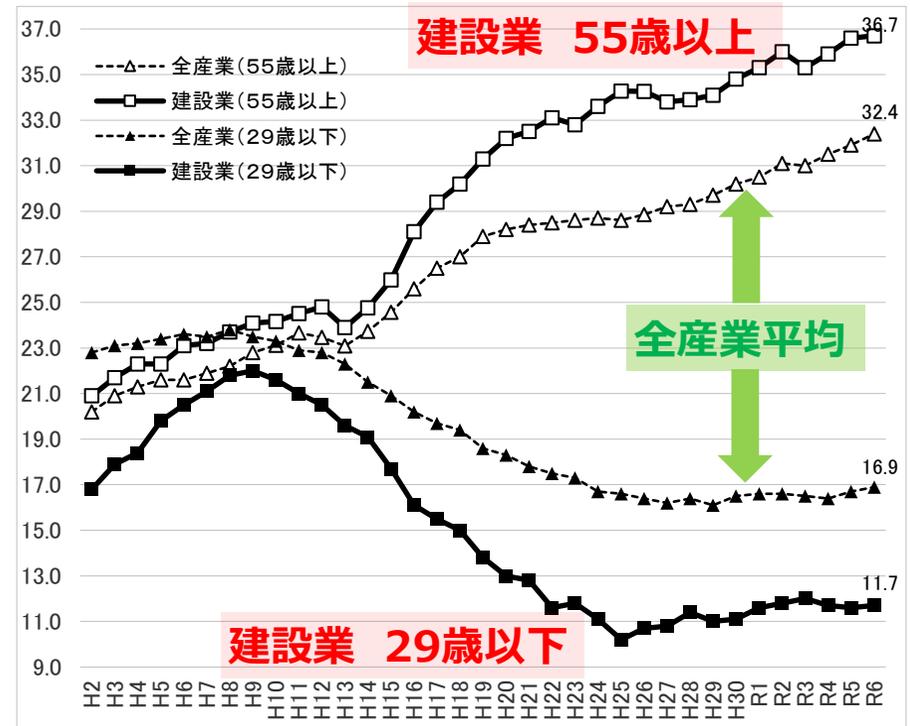
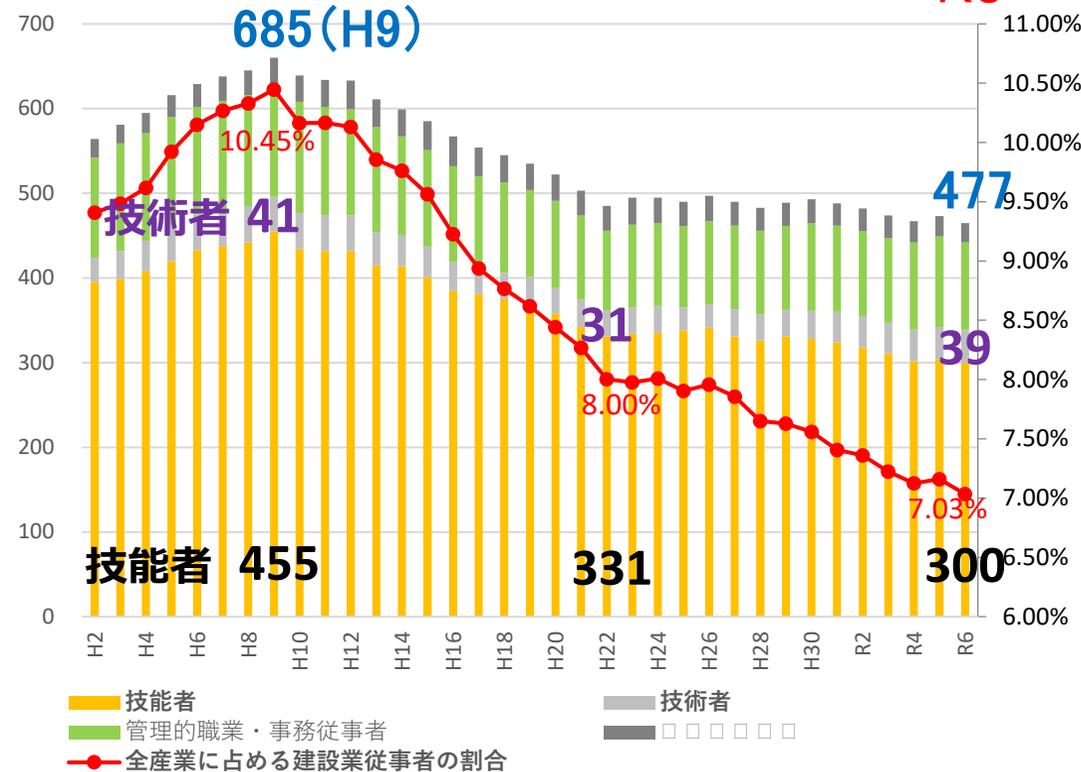
1. CCUSについて

i. 建設業従事者数の推移 :

ii. 建設業就業者の高齢化の進行 :

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移

R6



- ・技能者数はピークのH9から2/3に
- ・従事者全体の割合も3割減少
- ・全産業に占める割合も3ポイント低下

- ・全産業と比して高齢化率の拡大継続が顕著
⇒若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

iii. 建設業就業者の労働環境：

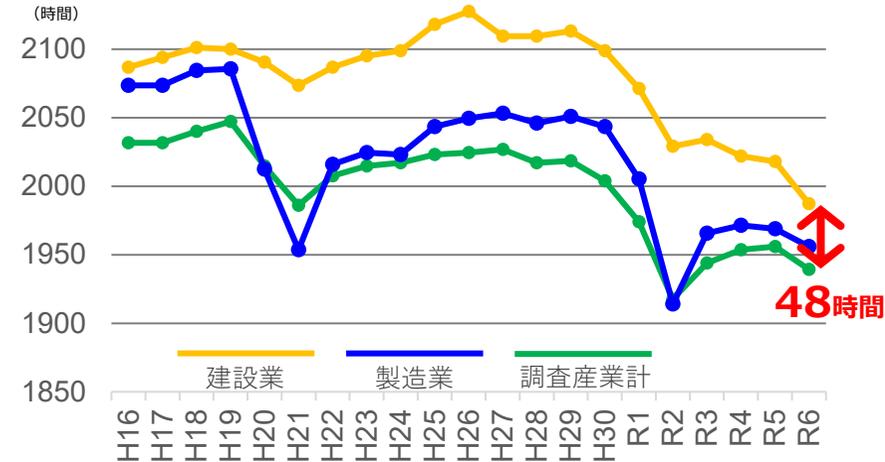
- 建設業の労働時間は他産業よりも大きく減少したが、**なお高水準**
- 全産業と比べて年換算で**日数で10日、時間で48時間長い**
- R6・4月から適用の**時間外労働の上限規制に的確に対応し、将来にわたって担い手を確保していくため、働き方改革に取り組む必要**

iv. 建設業の賃上げ状況：

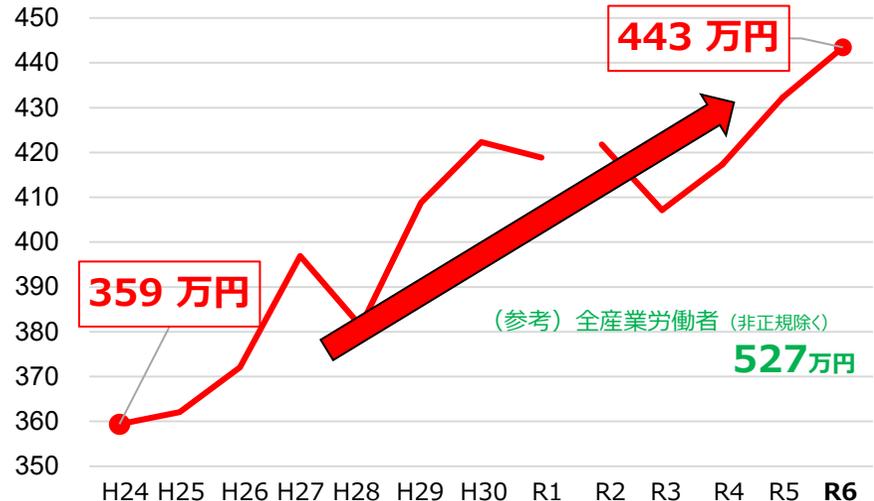
- これまで、**公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇**
- **賃上げは政府の最重要課題**
- 今後も、未来を支える**担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げに取り組む必要がある**

産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業生産労働者の賃金推移 (年間)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年取額 = 所定内給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

- ◎ 技能者の**資格**や**就業履歴**を**業界横断的に登録・蓄積**し
- ◎ **技能・経験**に応じた**適切な評価と処遇**につなげる、
- ◎ 処遇改善に取り組む**施工能力の高い事業者が評価される**

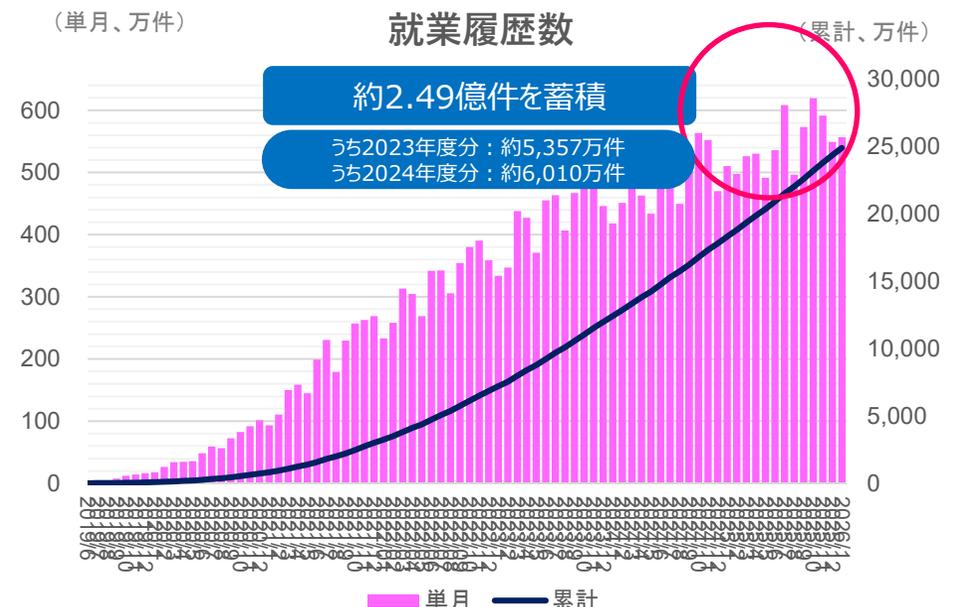
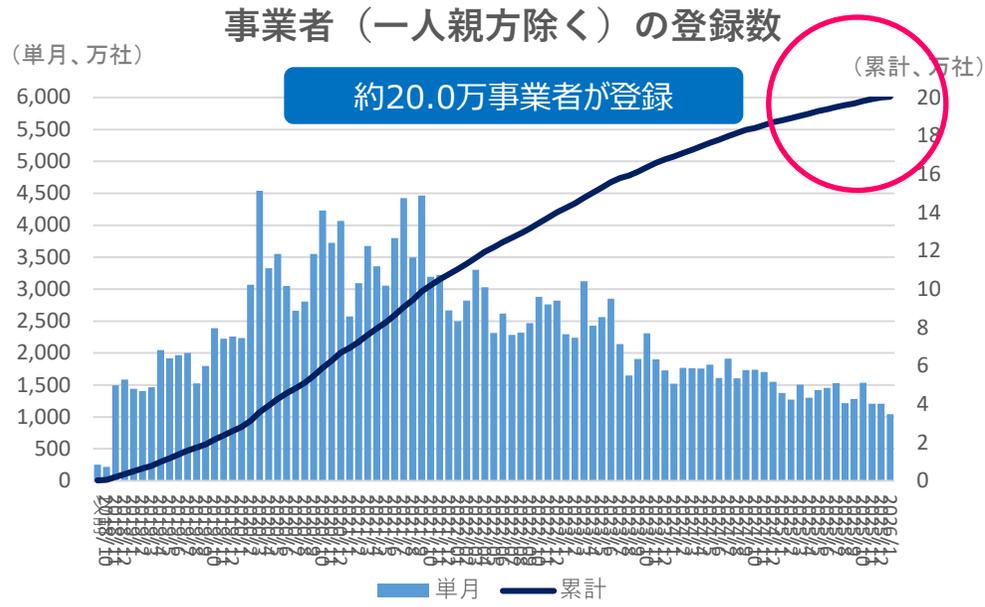
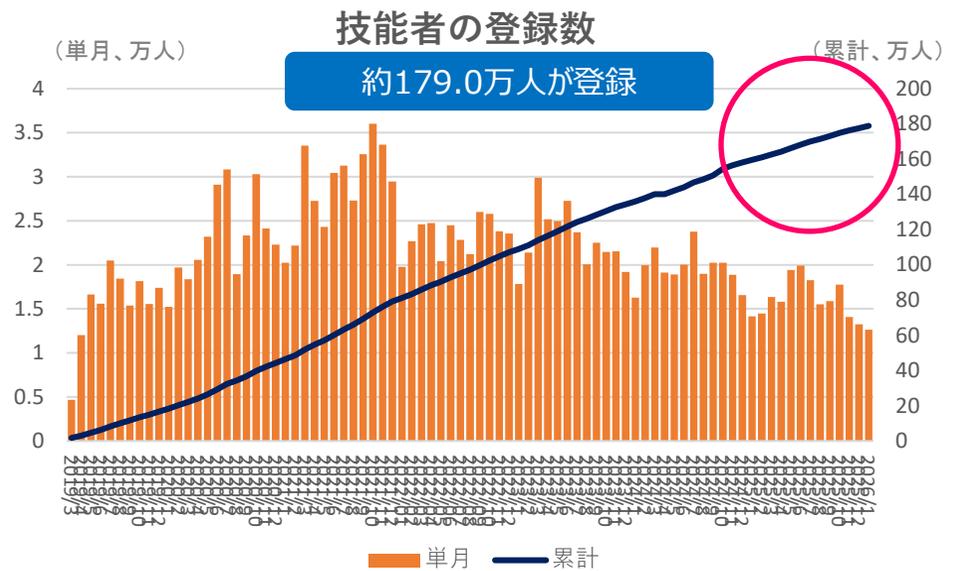
建設業の未来に向けた基盤となる仕組み



建設キャリアアップシステム



- **技能者**は約**179.0万人**が登録済
(技能者のほぼ2人に1人が利用する水準に。)
- **事業者 (一人親方除く)**は約**20万社**が登録済
(工事实績のある許可事業者の半数相当に。)
- **一人親方**は約**10.7万**者が登録済
(一人親方は、技能者の登録数に含まれる。)
- **現場での利用数***は**遡増傾向**
(※就業履歴数。直近では月550万件前後で推移。)



2.能力評価について



能力評価基準と申請方法

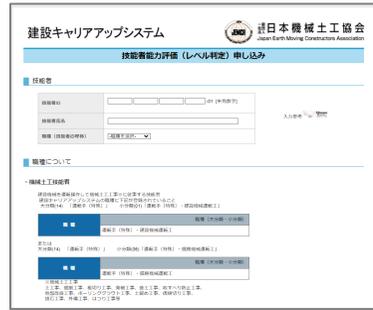
● 申請先に申請方法・必要書類を確認：

1. 国交省ポータルサイト：能力評価制度について
⇒ 能力評価分野及び申込先にアクセス

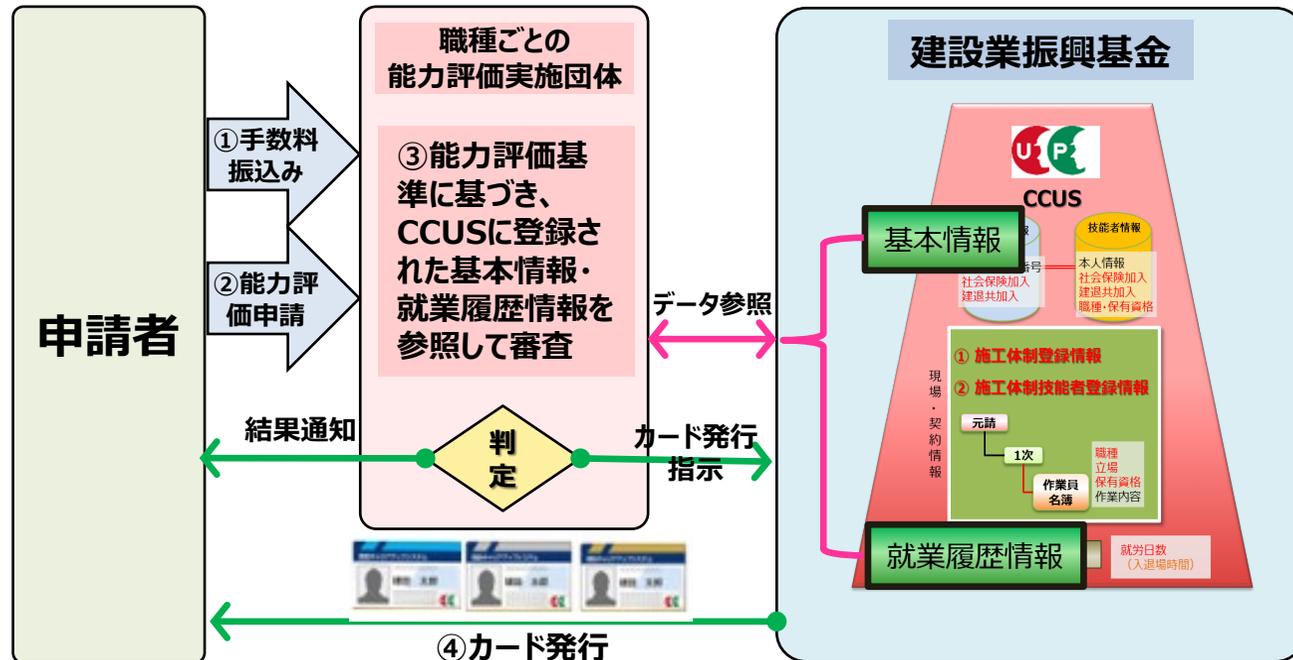
評価分野	評価番号	能力評価実施団体名	電話	案内・申込
建築工事	1	(一社) 日本建築工業協会	03-5413-2161	Link ★
構造	2	(一社) 日本構造建築協会	03-3507-5225	Link ★
造作	3	(一社) 日本造作建築協会	03-5684-0011	Link ★
4	(一社) 日本造作建築協会	03-3293-7577	Link ★	
コンクリート関連	5	(一社) 全国コンクリート作業者団体連合会	03-3254-0731	Link
防水	6	(一社) 全国防水工業協会	03-5298-3793	Link ★
トンネル	7	(一社) 日本トンネル専門工業協会	03-5251-4150	Link
建設機械	8	(一社) 日本建設機械工業協会	03-3770-9901	Link ★
山岳	9	(一社) 日本山岳建設協会	03-3269-0560	Link ★
機械工	10	(一社) 日本機械工協会	03-3845-2727	Link
鋼工	11	(一社) 日本鋼工協会	03-5640-2941	Link
P.C	12	(一社) プレストレスト・コンクリート工業協会	03-3260-2545	Link ★
鉄筋	13	(一社) 全国鉄筋工業協会	03-5577-9959	Link
柱礎	14	全国柱礎鋼筋組立協会	03-5821-3966	Link ★
型枠	15	(一社) 日本型枠工業協会	03-6435-6208	Link
配管	16	(一社) 日本管業協会	03-3553-6431	Link ★
17	(一社) 日本管業協会	03-6803-2563	Link ★	
18	全国管業協会連合会	03-5981-8957	Link	
21	(一社) 日本管業協会	03-6709-0201	Link	
22	(一社) 日本管業協会	03-3434-8805	Link	
23	ダイヤモンド工業協会	03-3454-6990	Link	
24	(一社) 全国建設室内工業協会	03-3666-4482	Link	
25	日本建設インテリア産業協会連合会	03-3239-6551	Link	
26	日本室内装飾産業協会連合会	03-3431-2775	Link	
27	(一社) 日本サッシ協会	03-6721-5934	Link	
28	(一社) 建設開口協会	03-6459-0730	Link	
29	(一社) 日本エクステリア建設協会	03-3865-5671	Link	
30	(一社) 日本建設協会	03-3453-7698	Link ★	
31	(一社) 日本建設協会	03-6912-2919	Link	
32	(一社) 全国タクト工業団体連合会	03-5567-0071	Link ★	
33	(一社) 日本外装工業協会	03-3553-6431	Link ★	
34	(一社) 日本外装工業協会	03-3865-0785	Link	
35	(一社) 日本外装工業協会	03-3816-2681	Link ★	
36	(一社) 日本外装工業協会	03-3435-9411	Link ★	
37	(一社) 日本外装工業協会	03-6683-8865	Link	
38	(一社) 全国建設工業協会	03-3612-6611	Link	
39	(一社) 日本建設協会	03-6661-0128	Link	
40	(一社) 日本タイル工務工業協会	03-3260-9023	Link ★	
41	(一社) 全国道路橋梁建設協会	03-3262-0836	Link	
42	(一社) 全国道路橋梁建設協会	03-3288-0352	Link	
43	(一社) 全国建設労働者協会	03-3200-6221	Link	
44	(一社) J B N・全国工務協会	03-5540-6678	Link	
45	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287	Link ★	
46	(一社) 日本国土工務協会	03-3588-8808	Link	
47	(一社) プレハブ建設協会	03-5280-3124	Link	
48	全国板橋工事協会連合会	03-6413-6222	Link ★	
49	全国板橋子工協会連合会	03-5649-8577	Link ★	
50	(一社) ALC協会	03-5256-0432	Link ★	
51	(一社) 日本機械工協会	03-3845-2727	Link	
52	(一社) 日本フレキシブル協会	03-3667-1075	Link	
53	(一社) 日本外装・塗装協会	03-5644-8750	Link ★	
54	(一社) 全国建築測量協会	03-6416-0845	Link	
55	(一社) 全国匠人協会	03-5781-9155	Link	
56	(一社) 全国漆工協会	03-3551-7524	Link	
57	(一社) 全国製材工業協会連合会	03-3555-2196	Link ★	
58	(一社) 日本計装工業協会	03-5846-9165	Link ★	

能力評価の制度に関するお問合せ
国土交通省 不動産・建設産業局 建設キャリアアップシステム推進課
03-5253-8111 (内線：24854)

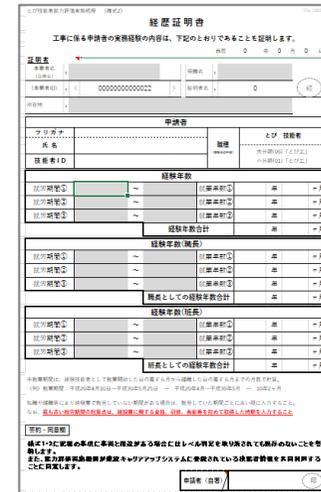
2. 申請先団体のWebサイトより「申請書」、「経歴証明」を入手



3. 申請・審査フロー：



* 様式2：経歴証明書（各団体ごとに確認）

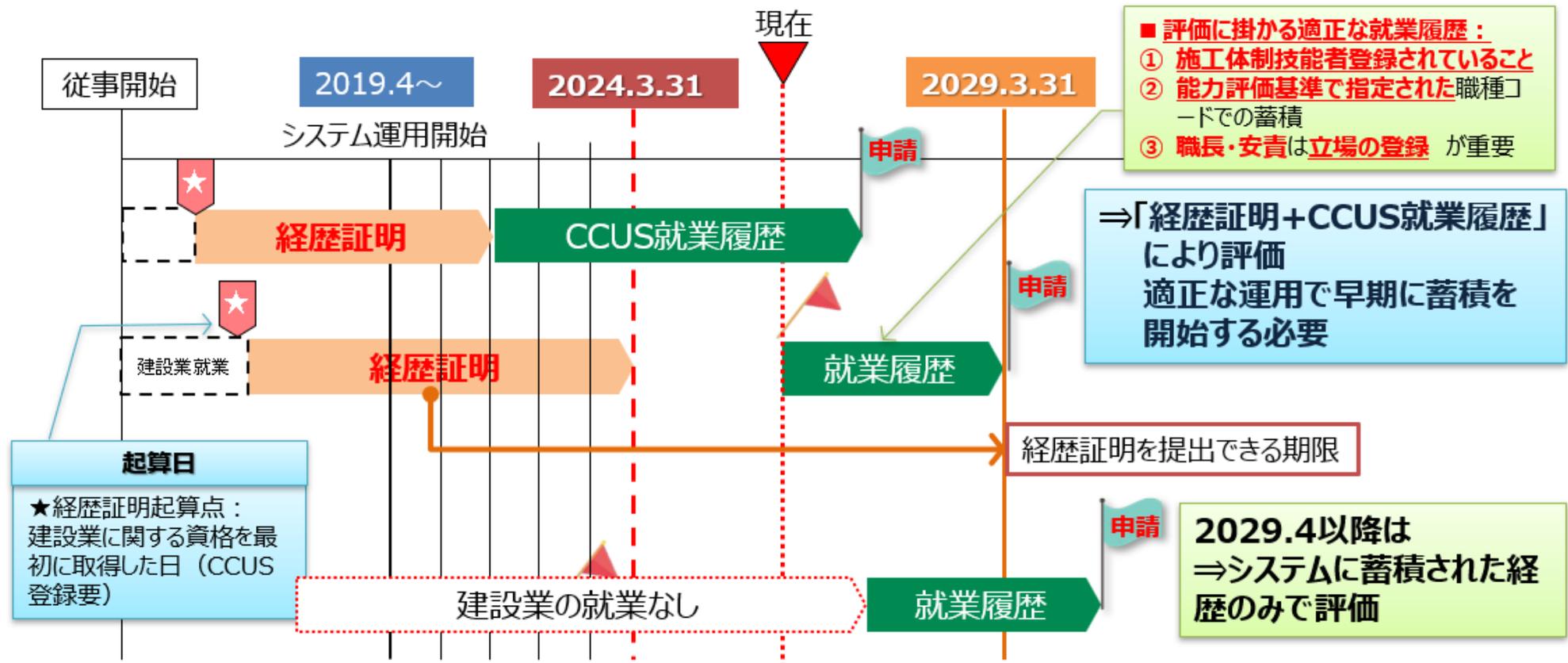




「経歴証明」=システム利用前の経歴を所属事業者が証明

♪カードタッチ開始以前の経歴・職長経験年数は経歴証明により評価

- ただし、**証明できるのは令和6（2024）年3月31日までの経歴**
- 2024年4月1日以降はCCUSに蓄積された就業履歴で判断⇒**評価に掛かる就業履歴とする必要**
- ◆**経歴証明の利用は令和11（2029）年3月末まで**



1. 本事業の概要

- (1) レベル取得者の拡大はCCUSがその効果を発揮するために不可欠であり、昨年度、国交省で策定された「CCUS利用拡大に向けた3カ年計画」において「能力評価の拡充」が掲げられており、能力評価の普及促進とそれに対応した処遇改善が盛り込まれている。
- (2) レベル別技能者数の現状を鑑み、技能者本人の技能や経験に応じたレベルを適切にCCUSへ登録させることが急務であることから、**申請手数料**(4,000円、技能者新規登録との同時申込の場合は3,000円)をCCUS事業本部が**時限的に全額支援**することで、能力評価申請を加速化することを本事業の目的とする。

2. 事業実施期間

2025年8月1日から2026年3月31日までとする。

3. 対象者

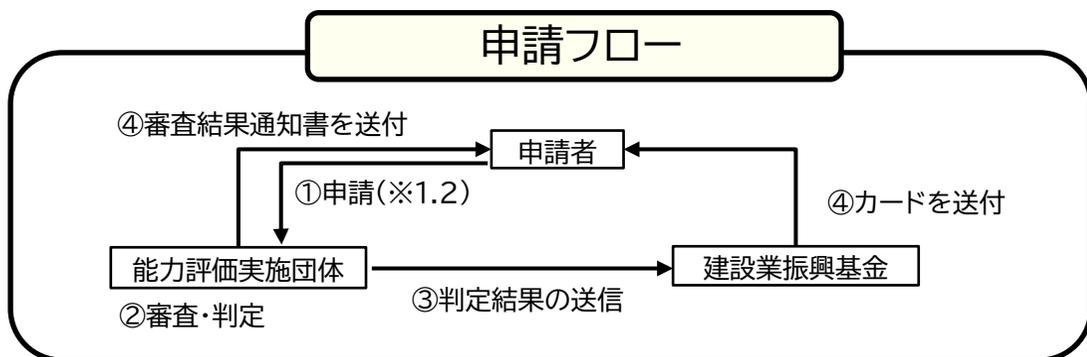
能力評価の申請を行おうとするCCUS登録技能者(詳細型登録)で上記事業実施期間に申請した者。

4. 全額支援の対象範囲

能力評価申請に係る手数料(期間中複数回申請も可) ※簡易型から詳細型への移行手数料(2,400円)は対象外とする。

5. 申請方法

申請者は従来通り能力評価実施団体へ能力評価の申請を行う。ただし、手数料支払証明書については、以下のとおりとする。

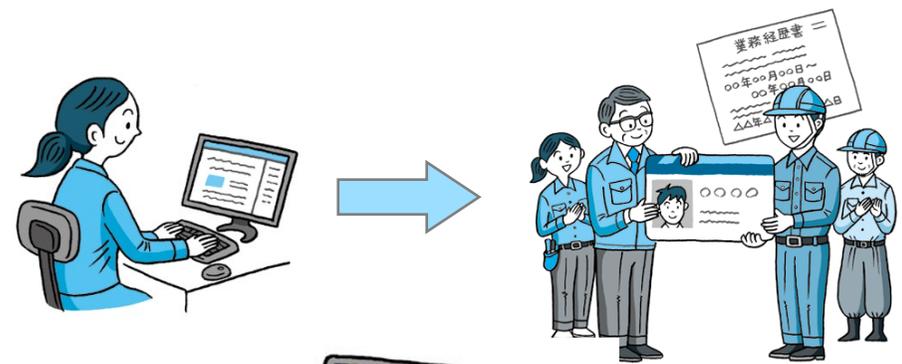


※1.通常申請の場合:手数料支払証明書の添付は不要
※2.同時申請の場合:基金が指定する画像を添付

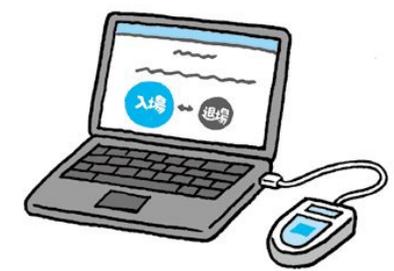
※その他申請の詳細については、各能力評価実施団体及び建設業振興基金HP等を参照のこと。

3.事業者・技能者の登録・申請

● 事業者・技能者の登録



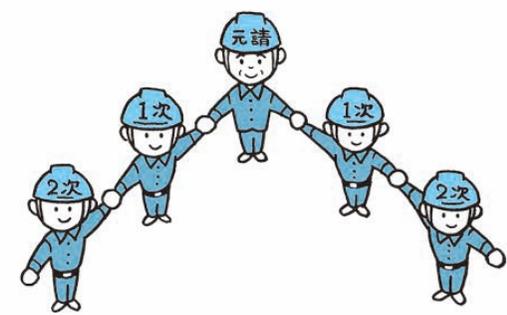
● 現場登録、カードリーダー設置



● 施工体制登録
(その現場を担当する事業者を登録)

● 施工体制技能者登録

(その現場を担当する職種・立場・作業内容も登録)



● 現場でカードをタッチ



CCUSの登録を始める前に

①「申請ガイダンス」の事前確認

● キャリアアップシステムHP「各種資料」→「登録関係資料」

・まずインターネット申請ガイダンス(事業者情報登録または技能者登録)をご覧ください。



②「申請用ID」の取得

※申請用IDとは、事業者登録申請、技能者登録申請を行う際に発行される、申請手続き用のIDです。

● キャリアアップシステムHP右上 **事業者登録** または **技能者登録**、もしくは中央 **登録** 「登録する」から

・事業者本人(自社)、技能者本人がこれから申請を行う場合は、まず申請用IDの取得をしてください。

・各新規利用申込みに、必要事項を入力のうちお申込みしてください。(メールアドレス入力は正確に)

※一人親方は「事業者」「技能者」両方の登録申請が必要な場合がございます。

申請手続きについて

①データの事前準備

● システムに登録する証明書類は**全てJPEG**に変換(インターネット申請の場合)

● 技能者ごとにフォルダを作成し、JPEGファイルを収納

②事業者登録→技能者登録の順番に登録

● 先に事業者登録を済ませて「事業者ID」を取得した後で、技能者登録申請をしてください。

③技能者の代行申請が可能

● 所属事業者や元請、CCUS代行行政書士が登録申請(代行申請)を行うことが可能。
代行申請には**事業者IDが必要**です。

登録時に必要な証明書類(業態、加入状況等により異なります)

事業者登録各種証明書類(写し)

1. 事業者証明
建設業許可有無により異なる
2. 健康保険
3. 年金保険(2. と同一の場合有り)
4. 雇用保険
5. その他加入していれば
「建設業退職金共済契約者証」
「中小企業退職金共済手帳」
「労災保険特別加入 加入証」 など

! 各証明書類の詳細は、「証明書類見本一覧」(事業者編・技能者編)をご確認ください

技能者登録各種証明書類(写し)

簡略型

1. 本人確認書類
「運転免許証」など
2. 証明(顔)写真
3. 健康保険
4. 年金保険
5. 雇用保険
6. その他加入していれば
「建設業退職金共済契約者証」
「中小企業退職金共済手帳」

詳細型

- 「労災保険特別加入 加入証」 など
7. 保有資格等の証明書
「登録基幹技能者」
「技能士」「免許」「資格」
「技能講習」「特別教育」 など

技能者登録では、『簡略型』と『詳細型』の2段階登録が可能です。(インターネット申請の場合)
能力評価(レベルアップ)をご希望の場合は、**詳細型**で登録してください。(簡略型の場合は、上記1. ~6. を用意)

事業者の登録料・利用料(税込)

①事業者登録料(5年ごと★)

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※一人親方の方は事業者登録料は**無料**です。
 ※個人事業主の方の登録料は6,000円です。

②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料金
1あたり	11,400円(950/月)
一人親方	2,400円(200/月)

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます。

③現場利用料

就業履歴回数	料金
1回	10円

※月ごとにまとめて元請の登録責任者に請求されます。
 登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます。

技能者の登録料(税込)

- 簡略型登録料: **2,500円(※1)**
- 詳細型登録料: **4,900円(※2)**
- 詳細型へ移行: **2,400円(※3)**

※1:インターネット申請でのみ可能

※2:インターネット申請、認定登録
 機関申請いずれも可能

※3:簡略型で登録後、詳細型に変更したい場合、変更申請時に追加費用が必要です。

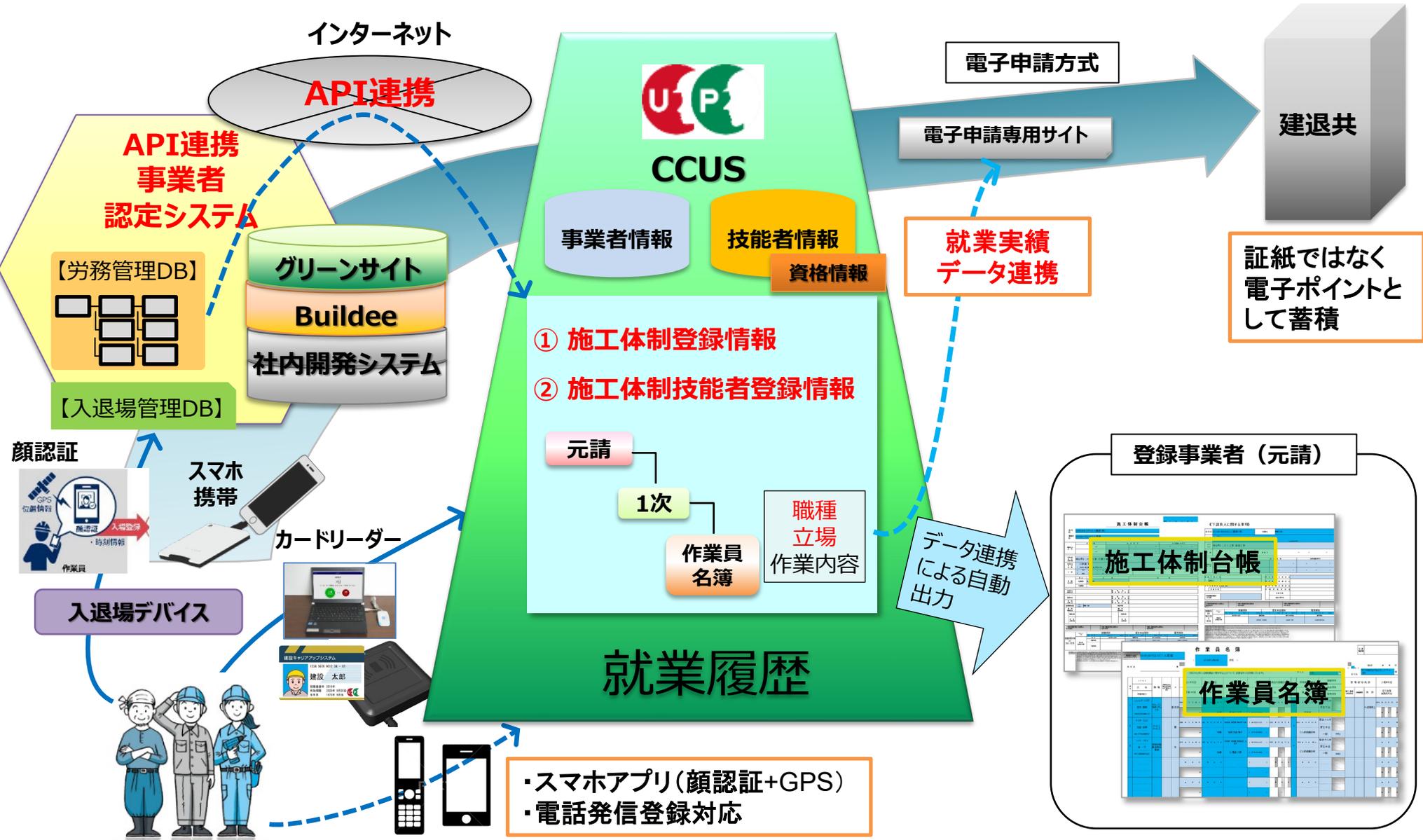
・有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します。

★ 事業者更新手続きについて

更新手続き:2023年10月開始

2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなり、2023年10月から更新手続きを開始しました。

4.CCUSのメリット



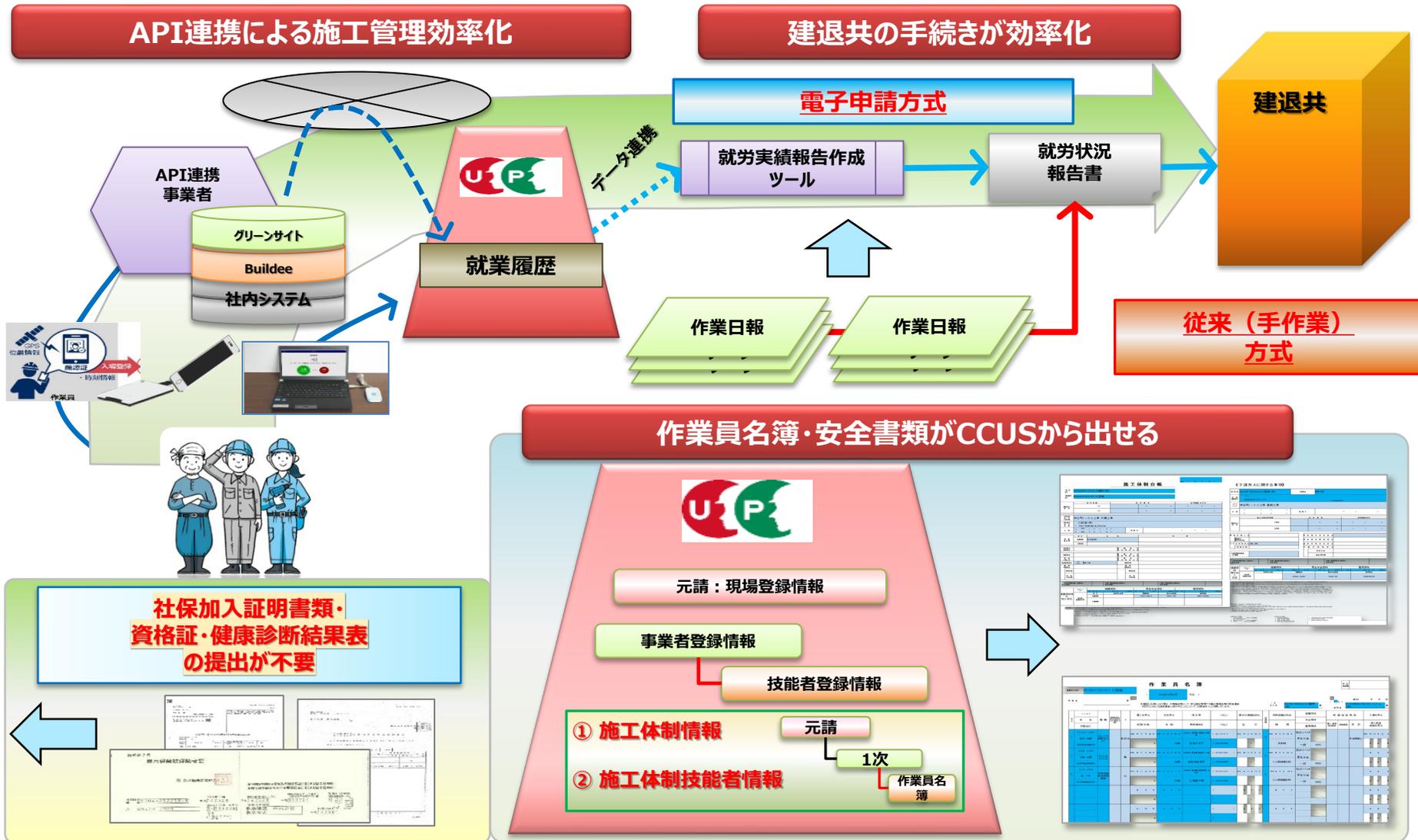
- 技 ● **どこの現場でも就業履歴が溜まる**
- 技 ● **保有資格と就業履歴で能力評価される**
- 技 ● **自分の技能や就業履歴を証明に使える**
- 技 ● **建退共退職金ポイントへデータ連携出来る**

- 事 ● **デジタル化によるデータ連携で現場管理の効率化**
- 事 ● **所属技能者のモチベーションアップ・適正評価**
- 事 ● **企業評価・施工能力の見える化等による差別化**



人を育てる健全な事業者であることをアピール

事業者のメリット



(1) 施工体制に登録された事業者・技能者の情報

⇒元請で確認可能な機能

①【1-4】施工体制登録技能者一覧

当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「**社保加入**」「**資格保有**」情報

(2) 施工体制登録技能者の就業履歴、出面内容確認、建退共積立情報

⇒元請・下請で相互確認が可能な機能

①【2-3】就業履歴（月別カレンダー）

技能者ごと日毎の就業履歴,就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）,
建退共充当日数

(3) 登録した情報を連携して、労務安全書類の作成・変更・提出が容易に

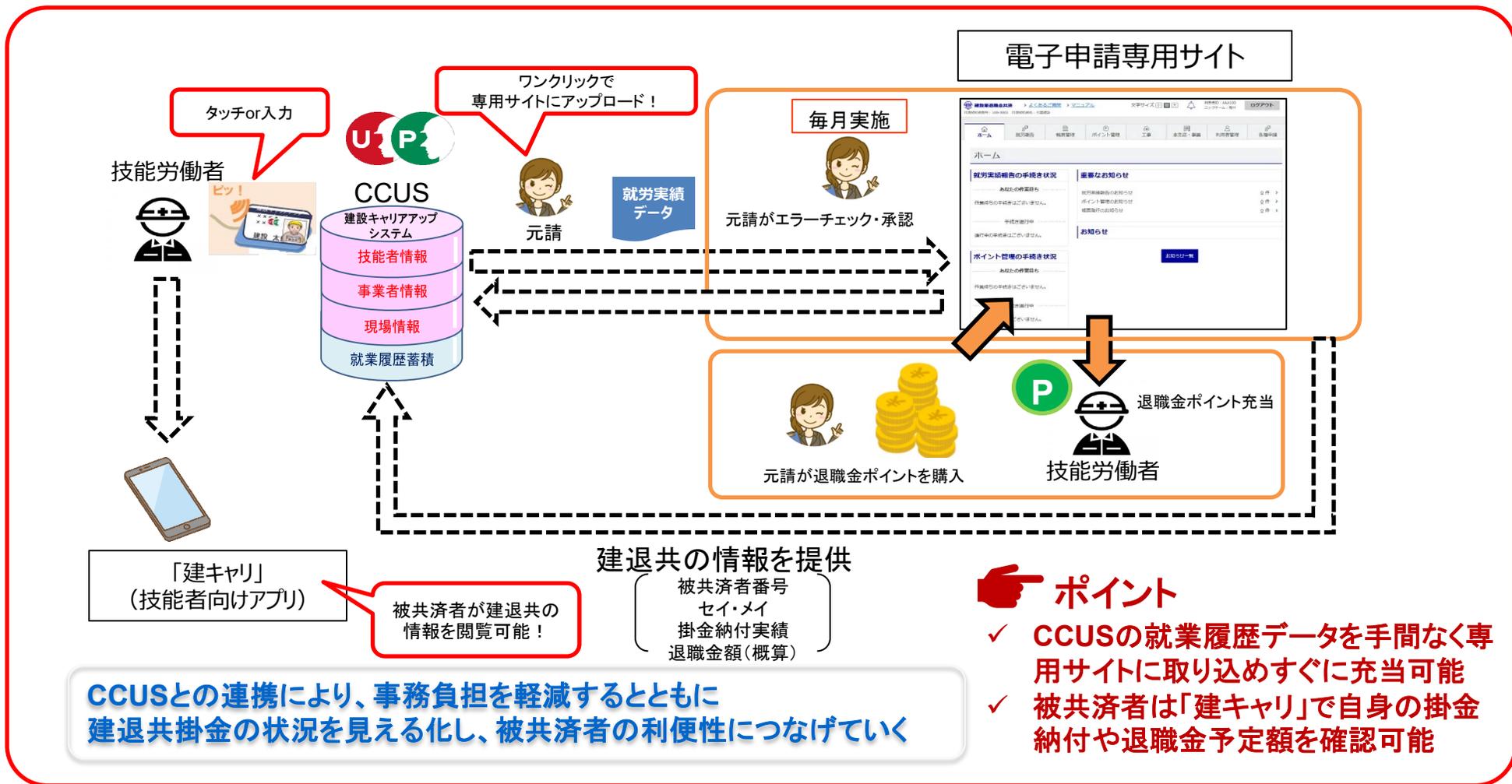
⇒今後は発注者自身がシステムにログインして閲覧する体制に移行

1 AZ1 施工体制台帳
2 AZ2 施工体系図
3 AZ3 施工体制台帳（工事担当技術者入り）
4 AZ4 下請負業者編成表

5 AZ5 再下請負通知書
6 AZ6-a 作業員名簿
7 AZ6-b 作業員名簿（社会保険加入状況組込版）
8 AZ7 社会保険加入状況

CCUSとの連携を強化し、使い勝手を向上します。(2025年9月に新システム供用開始)

- ・CCUSとバックヤード連携するため、「現場・契約情報」「施工体制情報」「就業履歴」のCCUSとの連携に係るデータファイルの受渡しが不要となります。(一括作業方式)
- ・CCUSの技能者向けアプリ(建キャリア)で、建退共の掛金納付状況を確認できます。





建退共電子申請とCCUSとの自動連携

(参考)CCUS自動連携・建退共電子申請方式の導入による事務の効率化



証紙貼付方式

(公共工事の場合)

CCUS自動連携・建退共電子ポイント方式

メリット

《主な事務》

- ① 金融機関窓口での証紙購入(銀行等)
- ② 発注者へ掛金収納書の提出
- ③ 下請から元請へ書類による就労報告
- ④ 元請から下請へ証紙の現物交付
- ⑤ 手帳へ証紙貼付と消印
- ⑥ 証紙の在庫管理、受払簿の作成

金融機関窓口訪問の必要なし

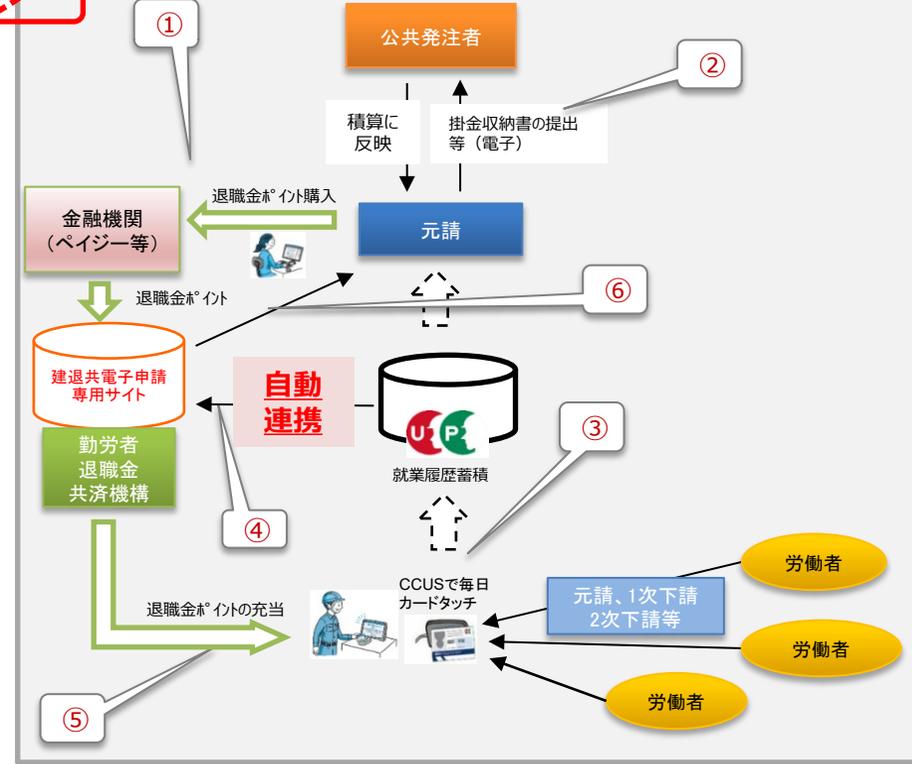
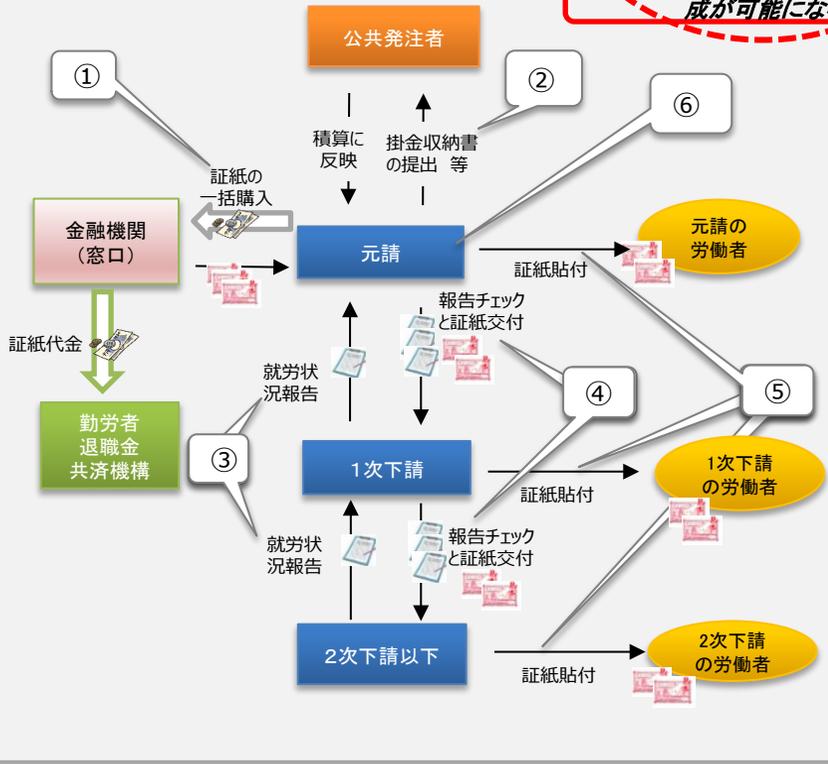
電子提出が可能になる

元下間の書類のやりとり、証紙の現物交付、貼付等がなくなる

証紙管理不要、各種帳票の自動作成が可能になる

《主な事務》

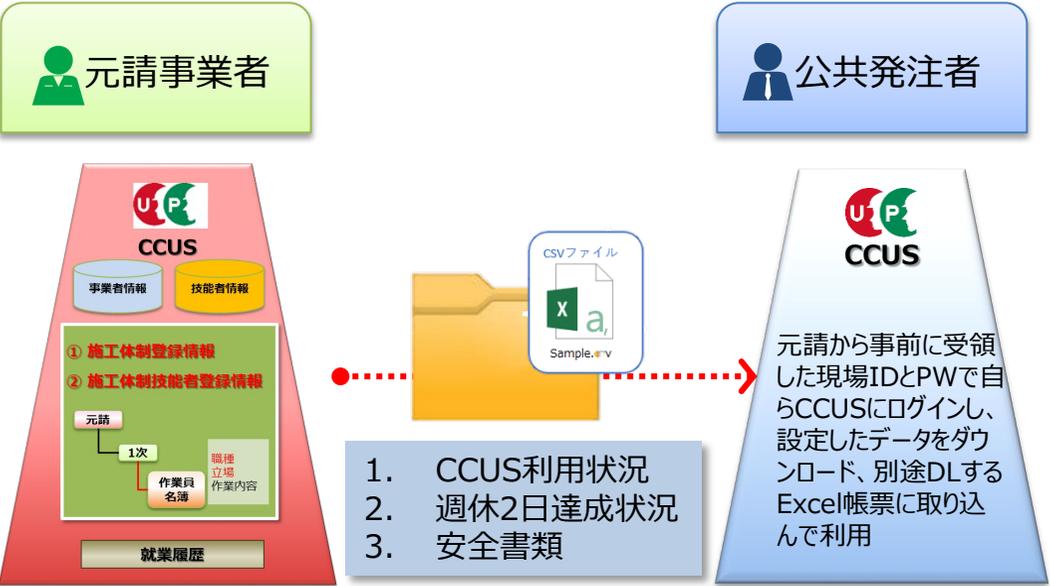
- ① 事務所PCから退職金ポイント購入(インターネット)
- ② 発注者へ掛金収納書の電子提出が可能
- ③ CCUSで蓄積された就労履歴
- ④ CCUS就労履歴により就労報告が自動連携
- ⑤ 退職金ポイントの充当
- ⑥ 電子申請専用サイト上に各種帳票の自動作成、ダウンロード



	これまで	リニューアル後
電子申請 (掛金納付)	就労実績報告作成ツール(以下「就労ツール」と電子申請専用サイト(以下「専用サイト」)の二つのシステムで登録	<u>就労ツールを使わず、専用サイトで全ての手続きが完結</u>
	元請下請間や就労ツールと専用サイト間でデータの受渡し(授受)が発生	専用サイトですべての操作が可能となり、 <u>データファイルの受渡しが不要</u>
	元請と下請間のやり取りや確認に時間を要する	元請も下請も内容や作業状態をリアルタイムに確認が可能
	データチェックに2営業日必要	<u>当日中にデータチェックが可能</u>
CCUSとの連携	CCUSから「現場・契約情報」や「就業履歴」ファイルをダウンロードし、専用サイトに登録するなど、複数回の手作業が発生	<u>CCUSからデータを自動連携することにより手続きを簡素化</u>
オンライン申請	共済手帳申込などの数種類の手続きのみオンライン申請が可能	<u>すべての手続きについて、オンライン申請が可能</u> (手帳等の添付書類については、郵送による提出が必要)

退職金ポイント還元キャンペーンについて

- 電子申請専用サイトリニューアルに伴い令和7年10月1日～令和8年3月31日までの期間で実施
- 期間中に退職金ポイントを購入した共済契約者に対し、購入した退職金ポイントの2%(CCUS連携工事の場合は5%)をポイント還元。令和8年4月以降に還元予定。



- 公共発注者と元請事業者とのCCUSモデル工事等に係る契約に基づき、
- 元請事業者が公共発注者に対して、当該現場のCCUS運用状況の報告ができる機能
- 元請事業者はCCUSに発注者支援機能の設定を行うことにより、公共発注者がCCUSより当該現場の情報を（CSVファイル）にてダウンロードしExcel帳票で確認できる

1. CCUS利用状況

モデル工事等で実施する工事成績評価の計測に使用：

- 登録事業者率
- 登録技能者率
- 就業履歴蓄積率
- 上記の計測日の平均値
- レベル別・職種別就業日数（竣工後）
- レベル別・分野別就業日数（竣工後）

2. 週休2日達成状況

週休2日を標準とした取組みへの移行プロセスで、発注者が実施状況の確認に使用：

- 現場閉所率
- 平均就業日数
- 休日率
- 週休2日判定
- 週休2日Overとなっている労働者の割合

3. 安全書類

従来書面で事前に提出していた書類をリアルタイムで発注者が確認出来るようにする：

- 施工体制台帳
- 施工体系図
- 下請業者編成表
- 再下請負通知書
- 作業員名簿
- 社会保険加入状況

5. 関連施策の動向について

- 令和6年の入契法適正化指針の改正にあたって、公共工事の発注部局に対して、CCUSの利用（就業履歴の蓄積等）が評価される環境整備の促進を要請。

入札契約適正化法に基づく地方公共団体あて要請『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について』（令和6年12月16日付け国不入企第30号）

＜通知の概要＞

※入札契約適正化法に基づく各省各庁の長及び法人所管大臣あて要請（令和6年12月16日付け国不入企第30号）にあわせて通知を発出

- 公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要。
- 建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に資するもの。
- 各発注者にあっては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずること。

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』（令和6年12月13日 閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(7) (…中略…) 建設労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、**能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに**、各省各庁の長等は、**公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。**

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行
 事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

※赤字は令和6年度実績

【土木工事】(青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事 (義務化: **42件**、WTO対象工事) (活用推奨: **61件**、Bランク以上)
- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)
- 地元業界の理解がある46都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行** (活用推奨: **938件**、Cランク工事)
- 農水省R5.1以降入札公告分から試行
 環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で**72件**)

【港湾・空港工事】

- CCUS活用モデル工事 (全国で**242件**)

地方公共団体

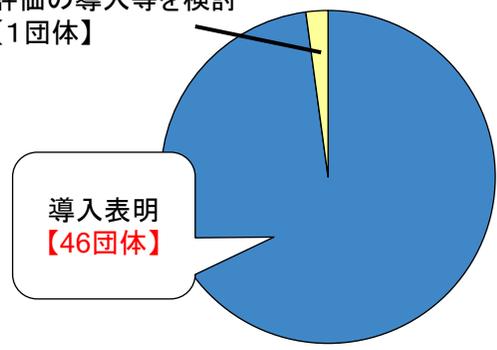
国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

※赤字は令和7年6月1日時点

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、残りの県も検討を表明

評価の導入等を検討
 【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **90以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

※赤字は令和6年度実績

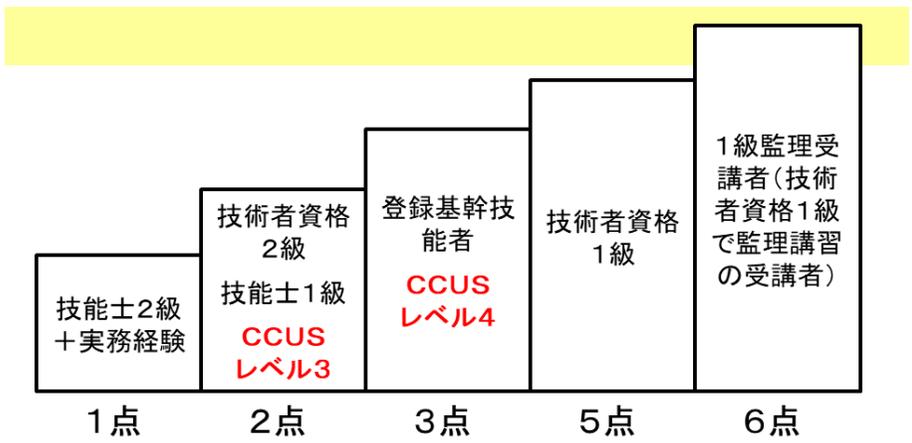
- UR都市機構
 活用推奨モデル工事 [R3~] (**18件**)
- 鉄道・運輸機構
 活用推奨モデル工事[R3~] (**12件**)
 義務化モデル工事[R3~]
- 首都高速道路
 活用推奨モデル工事 [R3~] (**55件**)
- 阪神高速道路
 義務化モデル工事 [R3~] (**2件**)
 活用推奨モデル工事[R3~] (**22件**)
- NEXCO西日本
 義務化モデル工事[R3~]、
 入札参加資格[R5~]、総合評価[R6~]
- 水資源機構
 義務化モデル工事[R3~]
- NEXCO東日本
 義務化モデル工事[R3~]

CCUSの能力評価（レベル判定）を受けた技能者は、その所属会社が受ける経営事項審査において加点対象とする

R2.4.1~

【Z1：技術職員数】

- 建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて、新たに評点を付与
※技能士1級や登録基幹技能者でなくても加点



※建設技能者の能力評価基準において

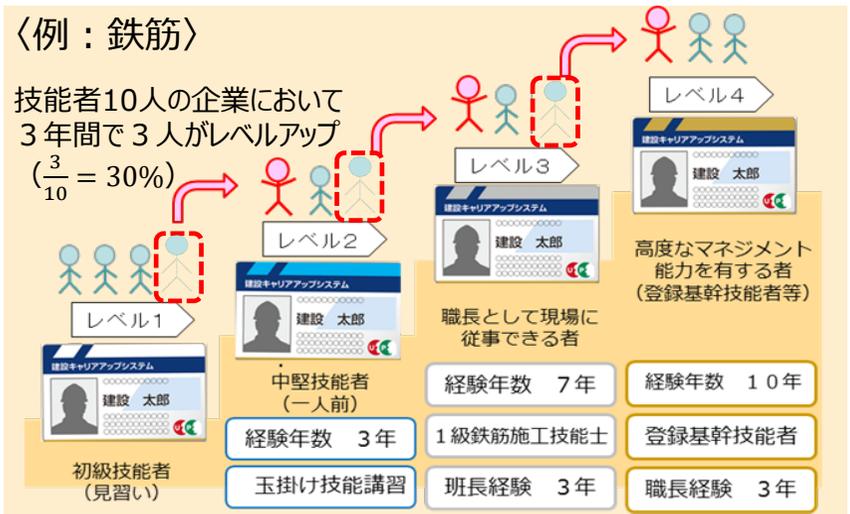
- ・レベル4 = 登録基幹技能者相当 (例：建設マスター)
- ・レベル3 = 技能士1級相当 (例：安全衛生教育、建設ジュニアマスター)

とされている。

R3.4.1~

【W1⑧：知識・技術技能の向上の取組】

- 基準日以前3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与 (最大10点)



※技術者については、一人当たりの継続教育 (CPD) プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事 | } | <p>工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事</p> <p>防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事</p> |
|---|---|---|

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が**直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備**
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる**誓約書の提出**

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布



背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い
➡ 担い手の確保が困難
- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫
- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



担い手の確保
持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
・国は、取組状況を調査・公表。中央建設業審議会へ報告
- **標準労務費の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- **適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
国土交通大臣等は**違反発注者に勧告・公表**
(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- **原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

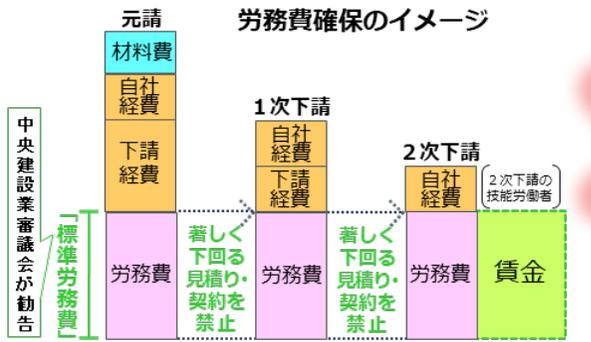
- **契約前のルール**
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（**リスク**）の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
- **契約後のルール**
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

3. 働き方改革と生産性向上

- **長時間労働の抑制**
・**工期ダンピング対策を強化**（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）
・**工期変更の協議円滑化**
・資材入手困難等**おそれ情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
・上記通知をした受注者は、注文者に**工期の変更を協議できる**。注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**
- **ICTを活用した生産性の向上**
・**現場技術者**に係る**専任義務を合理化**

「建設Gメン」監視強化

- 対象拡大：大臣許可 + 知事許可**
- 内容充実：**
● 請負代金（12の行動指針）
● 工期（遅延時の対応状況）
- 体制充実：法施行前でも先行調査**
● R5d;72名⇒R6d ; 135名



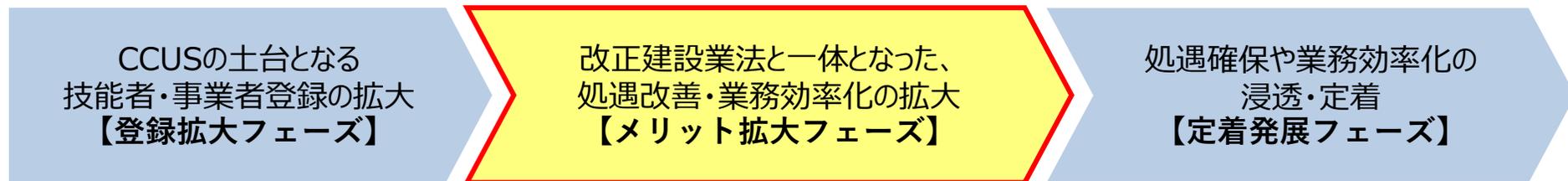
現行	改正後
原則専任	原則専任
1億円(2億円)	1億円(2億円)
4500万円(9000万円)	4500万円(9000万円)
専任不要	情報通信機器の活用等による兼任制度の新設
専任不要	専任不要

- 【主な条件】
- ・兼任する現場間移動が容易
 - ・ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
 - ・兼任する現場数は一定以下

- ◆ 営業所専任技術者の兼任不可
- ◆ 営業所専任技術者の兼任可
- ・国が**現場管理の「指針」を作成**（例、元下間でデータ共有）
⇒特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化** ※ 多くの下請業者を使う建設業者
- ・公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)32

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



参加の流れ

1. **立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2. **項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
3. **申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
4. **公表** : 国交省HPに掲載

効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。		

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンプの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別 (全 分 野) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位：万円) (標準値～目標値)
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北 陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中 部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近 畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中 国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四 国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九州・沖縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

<試算条件>・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)

・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

6. サポート体制及び普及に向けた取組み





就業履歴の蓄積環境の整備等による現場利用促進の取組 ～就業履歴の蓄積環境の整備～

➤ 就業履歴数の増加に向けた取組強化の一環として、「安価なカードリーダー」「iPhoneのカードリーダー化」「カードリーダーのロギング機能追加」「キャリアリンクCCUSかんたんスタートキャンペーン」の4つのツールの提供を開始

安価なカードリーダー iPhoneのカードリーダー化

安価なカードリーダー
概要
◎現在提供しているカードリーダーは、セキュリティの高い機種（一台あたり1万円～3万円）に限定
◎現場利用にかかる設置コスト軽減の観点から一台あたり約3,500円の安価なカードリーダー（Windows版）を開発
開始時期
2023年8月

iPhoneのカードリーダー化
概要
◎iPhoneをカードリーダーとしても使用できるようにしたもの
開始時期
2024年1月

こんな事業者・現場に向けています！
◎「建レコ」を使用するパソコン等を設置可能な現場で、カードリーダーの設置コストを軽減したい事業者

この他に、CCUS新規登録事業者等にカードリーダー1台を無償貸与する“モニター募集”も実施中

カードリーダーのロギング機能追加

概要
◎ロギング機能とは、「建レコ」に対応する特定のカードリーダーに、就業履歴を一時蓄積する機能
◎現場では、カードリーダー（名刺サイズ）さえあれば就業履歴の蓄積が可能
◎蓄積した就業履歴は事務所のパソコン等から送信（数日に一度でも可）

開始時期
2023年7月、10月、12月、2024年3月
※2台の対象カードリーダーをOS毎にリリース済

こんな事業者・現場に向けています！
◎戸建住宅・リフォームなどパソコンの置き場所を確保しにくい小規模現場
◎舗装工事など、詰所がなく作業場所も日々変わるため、パソコンを設置しにくい現場 ほか

ロギング機能を7月に実装するカードリーダー Dragon_BLE

キャリアリンクかんたんスタートキャンペーン

概要
◎電話により就業履歴を蓄積できるキャリアリンクの簡易版をキャンペーンとして格安で提供
◎通常版キャリアリンクとの料金比較(税抜)
・初期費用 無料 ← 100,000円
・出面課金 無料 ← 1,000円(100出面/月)
・基本料金 15,000円 ← 72,000円
(1セット~/年額) (3セット~/年額)
※建設業振興基金に支払う登録料・現場利用料等は別途必要

開始時期
2023年10月
(提供期間：2026年3月末まで)

現場入場時
入場 0764-00-0000
専用の番号に電話をかけるだけ！

こんな事業者・現場に向けています！
◎小規模現場等において、誰でも使用できる“電話”を用いた認定APIシステムを安く利用したい事業者
◎簡易に就業履歴を蓄積したい事業者
(技能者の電話番号と所属事業者を事前に登録しておけば、現場入場時の電話で施工体制が登録されるため、事前のCCUSでの施工体制登録は不要)

- スマホで、CCUS登録情報(保有資格、就業履歴、レベル等)を容易に確認。さらに、建退共被共済者番号を登録していれば、掛金状況・退職金概算も表示。また、お知らせ機能は個々の技能者への発信も可能。 ※2026年1月27日現在の利用設定者数は、36, 576名。
- 今年度は、①建キャリアのQRコードをAPIシステムのスマホで読取ることによるスマホ同士での就業履歴登録を実現(8月)し、②多言語(3か国語)表示機能をリリース(12月)した。
- また、建キャリアのお知らせ機能を活用する「(仮称)建キャリア元ポ」(元請事業者負担による現場作業員へのポイント付与スキーム)について、11月から実証実験中。

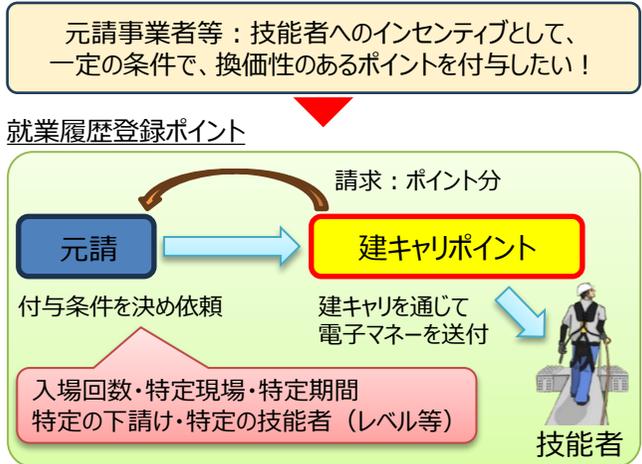
建キャリアQRコード活用による就業履歴登録



「建キャリア」多言語表示機能



「建キャリア元ポ」スキーム図



「元ポ」実証実験の様子



- 2022年8月から開始した「CCUS応援団」は、CCUS登録技能者・登録事業者へ、CCUSの取り組みに賛同した外部事業者からの特典を提供するもの。
- 種類やエリアに整理した特典を、スマホアプリ「建キャリ」及び7月1日に開設した CCUS応援団専用ホームページに掲載しており、そこから選択・確認、利用も可能。
- 2026年1月末現在、「技能者向け特典」は60件、「事業者向け特典」は52件、利用料等の割引が主たるものであるが、CCUS応援自販機など、技能者へのインセンティブとなる仕組みの提供もあり、今後も、多種多様な参加者・特典等を期待。

- 【技能者向け】** ●カーリース契約キャッシュバック ●レンタカー利用料金割引 ●カーシェアサービス新規登録割引 ●資格取得講座受講料割引 ●クレジットカード加入キャッシュバック ●結婚相談所入会初期費用値引 ●中古工具買取・販売優遇 ●飲食店のドリンクサービス ●抽選による安全靴プレゼント など
- 【事業者向け】** ●マッチングサービスの無料提供 ●専門紙の新規購読料割引 ●企業間決裁支援サービス利用手数料優遇 ●行政書士事務所・特許事務所利用料割引 など

「スキルアップ・資格」、「DX・業務支援」、「飲食」、「ファイナンス」、「ライフサポート」、「ショッピング」にカテゴリライズし、都道府県別に整理

CCUS応援団ホームページ

「建キャリ」

CCUS応援自販機



	設置数	設置数	
北海道	6+1	滋賀	1
青森	1	京都	8
岩手	1	大阪	36
宮城	5	兵庫	15
秋田	1	奈良	3
山形	2	和歌山	6
福島	2	鳥取	
茨城	11	島根	3
栃木	1	岡山	5
群馬	4	広島	12+1
埼玉	8	山口	1+1
千葉	15	徳島	2
東京	38	香川	5
神奈川	39	愛媛	1
新潟	8	高知	
富山	6+1	福岡	9
石川	3	佐賀	1
福井	3	長崎	1
山梨		熊本	4
長野	3	大分	5
岐阜	3	宮崎	1
静岡	5	鹿児島	1
愛知	32	沖縄	3
三重	3		

- CCUSカードを自販機にタッチすると、飲料が無料で提供される。
※飲料代は元請事業者が負担
- CCUS応援自販機の取り扱い飲料メーカーは現在2社。
- 2026年1月末現在66社が導入、設置箇所は44都道府県、台数は累計327台（予定を含む）。



←赤字は予定

➢ CCUS応援団ホームページは、応援団参加者単位で掲載し、「技能者特典」「事業者特典」双方確認可能。建キャリの特典メニューには「技能者特典」を掲載。



CCUSについてもっと知りたい

建設キャリアアップシステム

事業者登録 | 技能者登録 | ログイン

ccusについて | 登録する | ccusを使う | 各種資料 | **説明会・サポート** | FAQ (よくあるご質問)

建設業と技能者を支える 建設キャリアアップシステム

CCUS

CCUSについて >

登録する | 認定登録機関 (登録のできる窓口) | CCUSを使う | **CCUSチャンネル** | FAQ (よくあるご質問)

国土交通省 ポータルサイト (外部リンク) | 就業履歴登録 アプリケーション 建しロ・カードリーダー | 就業履歴データ登録 標準API連携認定システム | 各種資料 | **登録事業者検索**

不明点は、「FAQ(よくあるご質問)」の画面を開き、「キーワード検索」に知りたいを入力して検索することができます。

検索条件

検索方法を選択してください

検索方法 必須

名前で調べる 所在地で調べる

検索する

検索結果

検索方法

検索

それでも解決できないときは、トップ画面の一番下にある「お問い合わせフォーム」をクリックして、メールでお問い合わせいただくこともできます。

CCUS 建設 | 検索!

<https://www.ccus.jp/>

1 CCUSに関する無料説明会をサテライトで開催しています。

ホーム | 説明会・サポート

CCUSサテライト説明会

Zoomを活用して、CCUSに関する説明会をサテライトで開催しています。説明会への参加をご希望の建設業関係者、事業者等の皆様は、開催スケジュールをご覧ください。【申し込みフォーム】に必要事項をご記入の上、お申し込みください。【開催スケジュール】は「申し込みフォーム」からご確認ください。【CCUSサテライト説明会】「申し込みフォーム」をクリックしてご確認ください。

ホームページトップヘッダラインの「説明会・サポート」▶「CCUSサテライト説明会」から、▼CCUSサテライト説明会「申し込みフォーム」をクリックしてお申し込みください。

2 YouTube でCCUSに関する説明動画を公開しています。

アップロード動画 ▶ すべて再生

CCUS NEWS 業界建設サポート | CCUS NEWS 元請給付ポイント解説 | CCUS Focus On 業種別 (一社) 職人育成 | 「ビジネス」CCUS Focus On 業種別 | CCUS Focus On 業種別 | CCUS NEWS 厚生労働省における建設キャリアアップ

人気のアップロード動画 ▶ すべて再生

CCUSのシステム | 建設キャリアアップシステム | 建設キャリアアップシステム | 建設キャリアアップシステム | 建設キャリアアップシステム | 建設キャリアアップシステム

チャンネル登録 お願いします!

3 地元業者の登録状況を検索できます。

検索条件

検索方法を選択してください

検索方法 必須

名前で調べる 所在地で調べる

検索する

検索結果

検索方法

検索

事業者一覧

事業者名	業種	登録状況
(株) 小島中園	コセキタナカエン	
(株) 三井田中	サンキョウタナカ	
(株) タナカ	タナカ	
(株) 田中ガラス	タナカガラス	
(株) 田中協業	タナカキョウギョウ	
田中金屋 (株)	タナカキンソク	
(株) 田中組	タナカガミ	
田中建設 (株)	タナカケンキ	
(有) 田中ガラス	タナカケンギョウ	
田中建工 (株)	タナカケンコウカブ	
(有) 田中建設	タナカケンセツ	
(株) 田中建設	タナカケンセツ	
(株) 田中建設工業	タナカケンセツコウギョウ	
田中建設工業 (株)	タナカケンセツコウギョウ	
田中園業 (株)	タナカコウギョウ	

CCUSで**業務改革・DX**：
利益向上と**処遇改善**の**好循環**をまわそう！